



伊与木川沿いにある菌茸生産共同施設（藤縄）

菌茸生産共同施設 指定管理者決まる

●農業地域改善対策事業
菌茸生産共同施設の指定
管理者の指定

施設は、地場産業振興を図り地域住民の就労の場の確保を目的としたもの。

指定管理者により菌茸類の生産および販売を行うと共に、施設および設備の維持管理を行い、施設の特性を生かしながらの運営がなされるものと

判断した。

・指定管理者に指定する団体
黒潮町入野2860番地、
㈱拓新技术コンサルタント
・期間 平成29年10月1日から平成34年3月31日まで。

可決（全員）

大方郵便局でも

住民票などが

●黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定

新庁舎への移転に伴い、周辺地域住民の利便性の低下を防ぐために、戸籍または除籍の諸証明、住民票の写し、及び印鑑登録証明書の交付について、日本郵便株式会社大方郵便局を指定するもの。

なお、このサービスは、現在、荷稻と上川口の両郵便局で行われている。可決（全員）

過疎地域自立

促進計画の変更

●過疎地域自立促進計画の変更

この計画は、平成28年3月に策定したものを。

事業の追加と、一部の事業の内容などの変更を行う必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法に基づき進めていた知事との協議が整ったことによるもの。可決（全員）

●幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更

平成30年4月1日から、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、地方自治法の規定に基づく市町村税等以外の債権、及びその付帯する債権に関する事務の追加に伴う幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更。可決（多数）

Q 宮地 葉子議員

債権機構に委託の項目に介護保険、後期高齢者医療、保育料を追加との説明だったが。この3点の追加の理由、また、今後の展望は。

A 尾崎 税務課長

今回追加の3点については、安芸債権機構が行っており、他の債権機構も同様に実施するよう幹事会で話をしている。

内容は、料金の長期滞納に対応するための強制徴収権のある公債権関連の追加に3件が該当していたためのもので、現段階では、それ以上は考えていない。

高額とはとても考えられない。

行政の本来業務は、住民に寄り添い、払えない時には相談に乗り、分納や減免などの善処策を講じるべきと思う。

債権機構に移行後は行政の手から離れ、何の手だてもできなくなるため、低所得者層への冷たい措置だと思いい反対する。

賛成 小永 正裕議員

税は公平に納めるのが公共の理想で、払える能力があるのに払わないこと自体、おかしいと感じている。

反対 宮地 葉子議員

債権機構へは、長期、高額、悪質の人を移行するもので、追加の3項目は、ほとんどの人が年金から天引きで、100%の徴収率だ。残りの普通徴収の人は、年金がわずか年間18万円以下で払いたくても払えない状況と見えるし、この方たちが悪質で

なっている方、払える能力があるのに払わない。また、複数回の呼び出しにも応じないなどの悪質な方への対応であり、低所得者で生活に困窮者からの悪らつな取り立てではないと判断し、賛成する。

